

令和3年2月19日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和3年2月15日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について意見伺及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等とすることを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1 保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 佐藤歯科医院
- (2) 所 在 地 東京都港区虎ノ門一丁目4番8号 石塚ビル2階
- (3) 開 設 者 佐藤 全孝
- (4) 指定の取消相当年月日 令和3年2月19日

※ 当該保険医療機関は、令和元年11月11日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2 保険医の登録の取消

- (1) 氏 名 佐藤 全孝 (60歳)
- (2) 登録の取消年月日 令和3年2月19日
- (3) 根拠となる法律 健康保険法(大正11年法律第70号)
第81条第2号

【行政処分等に至った経緯】

患者の知人と思われる者から、患者から自費診療として費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求している旨の情報提供があり、不正請求が疑われた。

個別指導を実施したところ、自費診療で行ったものを保険請求していることが疑われたことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、患者から、実際には受けていないと回答があったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬が請求されている事象や自費診療を受けたと回答があったにもかかわらず保険診療を行ったとして診療報酬が請求されている事象が認められた。

個別指導を再開し、診療報酬の請求及び患者調査の結果について質問したところ、実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を請求していたことを認めた。そのため個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和元年11月12日から令和2年3月19日まで計4日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分等の主な理由】

1. 元保険医療機関

元開設者である佐藤全孝は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したが、保険医である佐藤全孝歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。